

# 建築物環境衛生管理業務委託標準仕様書

## 1. 対象物件

- (1) 所在地 : 名護市大一中一丁目 19 番 24 号
- (2) 名称 : 名護市産業支援センター
- (3) 構造 : 鉄筋コンクリート造 (一部プレストレストコンクリート造) 7階建
- (4) 敷地面積 : 2,774.85 m<sup>2</sup>
- (5) 建築面積 : 1,323.75 m<sup>2</sup>
- (6) 延床面積 : 5,794.73 m<sup>2</sup>
- (7) 付帯施設 : 駐車場及びその他工作物等

## 2. 業務内容

### (1) 共通事項

- ① 検査、点検等の実施日時、実施方法は委託者と協議の上決定すること
- ② 委託者が必要と認めた場合 (臨時・緊急)、詳細工程表を作成し、委託者へ提出すること
- ③ 法令で定める基準を超えた場合は、委託者へ報告し、助言または適切な措置を講ずること。また、後に再度実施し、基準値内であることを確かめること
- ④ 結果報告書、実施報告書は遅滞なく委託者へ2部提出すること。  
※実施後1週間以内に提出すること  
※必要に応じて写真を添付すること
- ⑤ 点検作業は、点検対象設備が関係法令に適合し、その機能を十分発揮できるように誠実に行うこと
- ⑥ 検査、点検作業は、各設備の検査、点検に必要な資格を有する者を配置すること (※資格証添付)
  - ・建築物空気環境測定業
  - ・建築物飲料水水質検査業
  - ・建築物飲料水貯水槽清掃業
  - ・建築物ねずみ昆虫等防除業
- ⑦ 作業中に異常及び不良・故障箇所を発見した場合、些細なことでも迅速に委託者へ報告し、指示を受けること

### (2) 建築物環境衛生管理業務

- ① 建築物環境衛生管理者の選任
  - ・法に基づく建築物の維持管理及び各種検査の実施立会い
  - ・法に基づく建築物の年間業務計画の作成
  - ・報告書その他関係機関への提出書類の作成
- ② 室内空気環境測定
  - ・測定は2ヶ月に1回とする
- ③ ねずみ、害虫防除業務 (※実施中は明確に表記すること)
  - ・実施は半年に1回とする

(3) 給水設備管理業務

- ① 貯水槽の清掃（2層式、22.5t）
  - ・実施は年1回とする
  - ・不断水で実施すること
  - ・水槽の点検など、水の汚染防止のため、必要な措置を講ずること
  - ・防虫、防錆を行うこと
- ② 飲料水の水質検査
  - 1. 15項目検査
    - ・実施は半年1回とする
    - 1回目の結果によっては2回目は10項目検査
  - 2. 消毒副生成物12項目検査
    - ・実施は年1回（6月～9月の間）とする
  - 3. 簡易専用水道検査（国）
    - ・実施は年1回とする
- ③ 給水設備点検
  - ・実施は月1回とする
- ④ 簡易水質検査（5項目）
  - ・実施は週1回とする

(4) その他

- ① 事故、又は故障、不具合により、要請があれば直ちに、技術者を派遣し、調査、点検、調整等をおこなうこと
- ② 夜間、休日緊急連絡先を提出すること
- ③ 指定管理者が必要と認めた軽微な作業について、契約の範囲内で実施すること
- ④ 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する